書上帳

享保十八丑年

805
1

国立国会図書館　タイトル『書上帳』 請求記号 805-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『書上帳』 請求記号 805-1

ガラス使用

書上帳

廿ノ廿六第一捆

享保十八丑年

805
1

国立国会図書館　タイトル『書上帳』 請求記号 805-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『書上帳』　請求記号 805-1

ガラス使用

舊幕府引繼書

亨保十八癸丑年 書上ヶ覚帳

覚

市谷御屋敷天野主税上ヶ屋敷
一ヶ所之拾坪

右之場所相渡申候間、又渡ニ相添差紙ニ而上ヶ候上、
丑二月廿日 大久保伊勢守
鈴木伊勢守

神田若狭小路
聖堂

是二月六日裏印御廻
西九ヶ條地引帳御入用請取御證文
一金拾両弐分

右者西九ヶ條下栗井元拾弐ヶ
上ヶ地ヶ間数高辻方引帳面
共文日辻ヶ出来仕候ニ付其
御勘定訴状証文相渡候
是ニ月

小菅清兵衛
清水伊勢
稲葉出雲

日裏印御廻状引帳面
日比谷御門間数高辻方引帳面
新規ニ御願申上候ニ付
一弐分弐拾弐銭

右之通地形図
地形図、別紙下水理絵図
仕還候ニ付引帳面
是ニ月

安藤
鈴木伊勢

一金弐拾弐両弐分

但残り七分ハ引請酒株
相場金弐百弐拾両ニ付
弐歩増ニ而

一金三拾弐両

但残り七分ハ仮同断

一金弐拾七両弐分

右同断

一金弐拾弐両弐分

但残り七分ハ引請酒株
相場金弐百弐拾両ニ付
弐歩増ニ而

一金三拾弐両

但残り七分ハ仮同断

一金弐拾七両弐分

右同断

長谷川酒株石垣ニ仕候積り

長谷川酒株譲受候ニ付而ハ
右金弐百弐拾両ニ弐歩増
之義ニ御座候

△

請負人　久松屋
　　鴻次郎

△

本文之通ニ仕候積ニ御座候
追而取掛り申候ハヽ
御入用ニ而七ツ半時迄ニ
御渡し可申候

一金弐拾弐両弐分

但残り七分ハ御入用金
之内ニ而

一金弐拾七両弐分

右同断

長谷川酒株石垣築立
御入用金

△

本文之通ニ仕候積ニ御座候
追而取掛り申候ハヽ
御入用ニ而七ツ半時迄ニ
御渡し可申候

国立国会図書館　タイトル『書上帳』 請求記号 805-1　　ガラス使用

但隣り左外ニ引込ノ事

相場金百疋ニ付弐分ノ積リ

一金弐百弐拾両

但隣り左ニ成ル

町人名入札吟味仕ノ上相極リ

為札金ニ弐拾分ニ付弐分ノ積リ

以上

巳閏二月

行司

年寄

行司

年寄

先達而ハ先上ヶ地

引平均ノ儀ニ付別紙絵図書面ノ

通リ仕候処多分ノ書面ニ

仕候処多分ノ書面ニ

金高ノ内ニ有之候ニ付

ハ私ノ仕方不行届ニ

付

巳閏二月九日

行司

年寄

国立国会図書館　タイトル『書上帳』 請求記号 805-1

ガラス使用

常濱請負人
井筒屋元右衛門
大坂屋若次郎
一色屋孫兵衛

一日限ニ而勝手ニ致荷物積入仕候ハヽ
常濱
一半途ニ而勝手ニ神田川入仕候ハヽ
常濱

一江戸川大橋ゟ西河原橋迄常濱
一吉原町通ニ而ハ
一行橋ニ而ハ
一和田倉ニ而ハ
右ハ
常濱請負候
仕間十六成年迄ハ
年季明ニ而ハ
丈年ゟ申年迄請負候中ニ
勝手ニ致荷物積入仕候ハヽ
常濱

国立国会図書館　タイトル『書上帳』 請求記号 805-1
ガラス使用

[illegal/illegible]

日比谷市場常設町屋
相渡ル候ニ付書付

覚

一 日比谷市場常設町屋弐拾軒
　　但
　　此役地芝浦松所ニ弐百拾九坪

右日比谷市場常設町屋弐拾軒
町数ニ応シ別紙ノ通リ

芝浦松所

日比谷市場常設町屋弐拾軒ニ
相渡ス候ニ付書付

一 弐百拾九坪

芝浦松所

日比谷市場
常設町屋弐拾軒

同断

右ハ芝浦松所
町数ニ応シ別紙ノ通リ
差出ス事

書上

芝浦松所

一 弐百拾九坪

国立国会図書館　タイトル『書上帳』 請求記号 805-1
ガラス使用

右之地今度九十番有明世二百法元則町某分
相渡申処実

世[illegible]月廿三日

檜田第六区第[illegible]番
小林善左衛門
横森喜八郎

[illegible]

沢来伊勢吉
稲葉小五郎

檜田第六区第[illegible]番
一七拾四番
同所同区
一九拾一番

右之地
横森喜八郎

右之地今度九十番有明世二百法元則町某分
相渡申処実

世[illegible]月廿三日

檜田第六区第[illegible]番
小林善左衛門
横森喜八郎

[illegible]

沢来伊勢吉
稲葉小五郎

檜田第六区第[illegible]番
一七拾四番
同所同区
一九拾一番

右之地
横森喜八郎

国立国会図書館　タイトル『書上帳』 請求記号 805-1
ガラス使用

神奈川常設令度設帝ノ後上ノ書ノ
ヒ度年退治ノ際ノ神奈川ノ
場所ニ向ヒ神奈川第ノ
為住ヲ上ノ常設ヲ
其ノ中ニ設ヒ
常設ヲ
設住報ニ
ヒ

右書ノ住報等ヲ冊ノ
覚
三田程穴
一大根七本
右供ヒ之者ヲ拂ヒ
當ニ設ヲ中ノ
月日
江当市ノ命
上ノ地
北条伊勢守

覚

上浜谷
一口荷体

右之通相違無御座候
以上

寛九年
三月

鈴木伊勢守

国芸八郎
引渡之処

八年前江戸屋敷普請掛之節
御作事中小屋材木之内
水仕舞之節流入候分
計候処書面之通相違無御座候
以上

三月二日

鈴木伊勢守

国芸八郎殿

向後元小屋地之内
岩村藩へ御渡被下候様
御普請奉行へ御届書付
差出候間
御承知被成下候
以上

三月

鈴木伊勢守

国立国会図書館　タイトル『書上帳』 請求記号 805-1
ガラス使用

自今元服於門
一六拝

松平下野守殿

岩村嘉八郎

別紙答書之中山沙上

廿六日 信濃守殿 鈴木伊勢守

二合半板
浅井織之助上ル 此法外中上ル書付

右御受取置候ニ付別紙中上ル書付 浅井織之助

中上ル而已之

二月廿日 信濃守殿 鈴木伊勢守

右同断

浅井織之助

国立国会図書館　タイトル『書上帳』　請求記号 805-1
ガラス使用

右之通取替上ケ申松伊与
請取申上ケ申処
上ケ有申上ケ之
一金百両
右之百両松伊与
松緒申ス候ニ
而共記置申ス候
以上
慶応二丙寅年三月廿一日
横井忠右衛門
松伊与
鈴木伊勢守殿

右之通大久保松平武弥
書替預り申処
証文之内ニ而
御出金之内ニ而
来酉ノ年ニ而
年ニ而
右例ニ而
御書替
銭弐百両ニ而
年ニ而
御書替
年ニ而

国立国会図書館　タイトル『書上帳』　請求記号 805-1

ガラス使用

田安二金拾枚
六田肥前守領地相渡候中上下書付

元

田安二金拾枚上
一弐百俵

左京亮七百相渡候中上下書付

廿六日 佐竹左京亮

鈴木伊勢守

六田肥前守領地

廿六日 酒井修理大夫

諸向屋敷相渡候中上下書付

元

鈴木伊勢守

一弐百俵

鷹匠頭兼帯 内藤豊後守

一弐百俵

鷹匠頭兼帯 内藤紀伊守

一弐百俵

四 酒井修理大夫

元

国立国会図書館　タイトル『書上帳』　請求記号 805-1

ガラス使用

南東ハ楳町二丁目裏通
戸田伊勢守上地別残り

一弐百弐拾坪

大工富蔵借地之通

大工源右衛門

表ハ通

一弐百九拾坪

表ハ通

右松右衛門

同

一弐百九拾坪

同

西ハ横町

同断

一百弐拾坪

半田栗之助

北ハ南側小泉源兵衛地

一弐百弐拾坪

表ハ通

小人町源兵衛地

一弐百弐拾坪

栄野大和守屋敷

上地別

一弐百坪

岩川半太郎借地之通

一百七拾八坪余

東ハ横町

永田栗七郎

北ハ小人町源兵衛地

杉野源蔵

東ハ小人町通

清田栗之助

梅屋敷之通

松右衛門

久保私年弐拾壱歳
一弐百弐拾坪
書生宿住
一弐百拾坪
岩川星野答命上地
一弐百拾坪
渡邊金吾所持
上り地引残
一百弐拾坪
書生
芝能勘兵衛
大谷又兵衛
法印
一弐百拾坪
同人妻
一弐百拾坪
同人妻
石寺十郎左衛門
左馬助
伊藤基清

書生百人町喜兵衛
一百拾坪
三面程穴印寄附
上り地
一弐拾七坪
横田第元忠屋敷内
四谷喜兵衛上地并ニ塀
一弐拾六坪
法印院殿侍医者
昌悦法印
男女召使
浅野又右衛門忠
栗波左馬之助
法印院殿家来并ニ
林道春

国立国会図書館　タイトル『書上帳』 請求記号 805-1
ガラス使用

右ハ衆議院ニ於テ可決シ貴族院ニ於テ修正ノ議アリ衆議院ニ於テ之ニ同意シ
帝国議会ニ於テ修正ノ議アリ衆議院ニ於テ之ニ同意シ
茲ニ之ヲ送付ス

大正十四年二月

内閣総理大臣 子爵 清浦奎吾

衆議院議長 伯爵 樺山愛輔

右ハ衆議院ニ於テ可決シ貴族院ニ於テ修正ノ議アリ衆議院ニ於テ之ニ同意シ
帝国議会ニ於テ修正ノ議アリ衆議院ニ於テ之ニ同意シ
茲ニ之ヲ送付ス

大正十四年二月

衆議院議長 伯爵 樺山愛輔

内閣総理大臣 子爵 清浦奎吾

国立国会図書館　タイトル『書上帳』　請求記号 805-1

ガラス使用

東京都立図書館

一冊目録

右屋敷見分仕候処如右地面之内書院並小拝殿
地所之外ニ新規ニ地形仕候ニ付地所之内ニ而
拝殿ニ相成候地面ニ而ハ無之候得共地形仕候
ニ付而ハ無拠儀ニ付右地面ニ而地形仕候ニ付
而ハ無拠儀ニ付右地面ニ而地形仕候ニ付
元禄十四年正月朔日ニ而地形仕候ニ付
諸入用之内ニ而地形仕候ニ付

吹上奉行

石谷清昌

安藤対馬守領分仕候ニ付又ハ仕切等之儀
ハ勿論之事ニ候

浅草元鳥越同堂ニ

一百弐拾坪

右屋敷見分仕候処ニ而
地形之儀ニ付而ハ無拠儀ニ付右屋敷ニ而
地形仕候ニ付而ハ無拠儀ニ付右屋敷ニ而
元禄十四年正月朔日ニ而地形仕候ニ付
諸入用之内ニ而地形仕候ニ付

池端甲斐守領分

小性組手代

国立国会図書館　タイトル『書上帳』　請求記号 805-1
ガラス使用

一六番

右屋敷貳ヶ所ハ如何樣ニ御指圖ニ而も御座候得共、此度之儀ハ
御用地ニ付、手狹ニ而ハ御座候間、境ニ有之候塀ハ取除キ、
御用地ニ相加ヘ候樣仕度、尤右屋敷貳ヶ所ニ有之候
井戸ハ埋メ候樣仕度、此段御聞濟被成下候樣奉願上候、
以上

文久三亥年

源川梶義

御奉行樣

家作取拂場所ニ有之候井戸之儀ハ、
埋メ候樣仕度旨申出候ニ付、
吟味之上、願之通取計遣候、
尤取拂之節ハ、
其筋之者立會、
取計候樣可致候、
以上

酉

国立国会図書館　タイトル『書上帳』 請求記号 805-1
ガラス使用

雑司谷
狛込御鷹方御用屋敷拝領
狛込柳原平次郎上ヶ屋敷
御用屋敷之儀ニ付御届
相済申候

元

一狛込柳原平次郎上ヶ屋敷
御用屋敷之儀ニ付御届
左之通ニ候ニ付本文相勤候
旨申渡候ニ付御請書
相済申候

一狛込雑司谷領之内七百弐拾弐坪
御用屋敷之儀ニ付御届
左之通ニ候ニ付本文相勤候
旨申渡候ニ付御請書
相済申候

一雑司谷村御通領百姓
伝蔵抱屋敷上ヶ地七百弐拾弐坪
御用屋敷之儀ニ付御届
相済申候

一同中通刑部上地之内
屋敷之儀ニ付御届
相済申候

国立国会図書館　タイトル『書上帳』　請求記号 805-1
ガラス使用

左之通私共主書留ニ有之候間
仮受取差出候ニ付

相渡ニ而
勿論一受取證ニ而相渡ニ付
水主共ニ
勤候ニ付相渡ニ而
地廻ニ

丑六月　日

許生伊勢吉

丑七月二百
酒代銀ニ而
相渡ニ付

七月二日

肉桂四本　沙糖
沙糖壱箱大小ニ而
俊法用ニ而
多遣ニ付ニ而
詰ニ而
詰申上候ニ

許生伊勢吉

国立国会図書館　タイトル『書上帳』　請求記号 805-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『書上帳』　請求記号 805-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『書上帳』 請求記号 805-1　　ガラス使用

一毎夏堀水尾要ノ源サ今仁定メ人ヶ平均ニ
キヲ人ニ付ニ尋ノ場所長サ壱尋ヲ壱人ト
定メ場所長サ壱尋ヲ仁付ニ尋ノ幅ヲ毎ニ定メ人ヶ
仁キヲ人ニ付ニ尋ノ幅ヲ毎ニ定メ人ヶ平均ヲ以テ
仁キヲ人ニ付ニ尋ノ幅ヲ毎ニ定メ人ヶ平均ヲ以テ

山松村庄屋

山崎清兵衛

一溜池澄水尾通リ源サ仁於テ定メ人ヶ平均ニ
キヲ人ニ付ニ尋ノ幅ヲ毎ニ定メ人ヶ平均ヲ以テ
仁キヲ人ニ付ニ尋ノ幅ヲ毎ニ定メ人ヶ平均ヲ以テ

山松村庄屋

組頭

山崎清兵衛

右之通リ仁候間此段御届申上候以上

山松村庄屋

山崎清兵衛

文化十一年七月

御役所様

一神田橋節之事
改中村事
之中山事
ふせ

一日比谷端之義
常陸北上之中
什事
中上ル

清之助
一七百弁

清之助
来春之頃
常陸相渡中上ル書付

許来仕指引

来春之頃
発

左京亮九日相渡中山
届中上ル

七月十日 筆頭

許来仕指引

国立国会図書館　タイトル『書上帳』 請求記号 805-1

ガラス使用

生産奨励ノ為メ開墾地ニ
付地租免除ノ儀ニ付伺
私領各橋際ノ儀ニ付伺
永拂下ノ儀ニ付届
廿七日 伊藤博文

○生糸輸出ノ見込ニ
○計書入ノ事

雑子橋門外ノ地向
許可ノ儀ニ付伺書

雑子橋門外ノ地向後屋敷ニ
許可ノ儀ニ付伺
中候代地ノ儀ニ付伺
廿七日 海軍大輔

右之通補候間可被申越候
仍書中如斯候也
稲葉丹後守
十月廿日　本多紀伊守
　　松村利次

右之通補候間可被申越候
仍書中如斯候也
稲葉丹後守
十月廿日　本多紀伊守
　　松村利次

右之通補候間可被申越候
仍書中如斯候也
稲葉丹後守
十月廿日　本多紀伊守
　　松村利次

右之例之通方角之儀者
勿論右例之通雪隠等迄
少も無油断可被申越候
仍書中如斯候也
十月廿日　本多紀伊守
　　松村利次

国立国会図書館　タイトル『書上帳』 請求記号 805-1
ガラス使用

西九下川堤附下水馬場先ニ出業落并
耕作之内溜井同所ニ有之候下水

溉法入用積り書付

西九下堤附下水馬場先御門前ニ出業落并
耕作之内下ゟ溜井同所ニ有之候下水溉法入用積り書付

一西九下堤附下ゟ長九拾間弐尺
　　我人程

一馬場先御門前ニ出業落并耕作之内下ゟ溜
　　井所ゟ人家前ゟ同程迄新堤

下水長延ニ付堤弐拾間弐尺
　　我人程

右水溜耕作之内堤ニ埋り候分水土ニ而新堤ニ
下ゟ之分堀割仕溉之節ニ埋り候土取除ニ
元ゟ之通堤築立実際ニ而弐拾間弐尺
川地内窪キ場所江土入ニ而平均ニ申付

右ニ而入用

一金弐両弐分弐朱

右之大概ニ積り書上候ニ付奉行所ゟ

沙汰無滅亡ニ及ハ
廿七日 右通被仰渡候ニ付
十一月 書上帳 新井伊勢守

一神田橋御屋敷ニ而
右御役通中山御取扱
通ニ見分仕候ニ付
十一月 書上帳 稲葉出雲守

一金弐百石

九

右之通横田氏ヨリ来ル廿日
出頭可致旨申来候間差出候
様致度尤御用書面ニ而ハ
御届難致候間此段御届申上候
以上

七月十二日　佐藤保雄㊞
稲葉南雲㊞

㊙

本稿御覧
一二百弐拾二枠余

内建家平家
百坪　但瀬戸瓦葺

勝田平野㊞
土方屋㊞

右之通十六日請取之候
引続き翌日渡別紙差出候

七月十七日　佐藤保雄㊞

右ハ角元今
元
一金拾三分
北當
一金拾三分
三當
一金拾三分
町人共入札ハ康吐ニ愛今ニ右ニ通リ落ル

請負人　沼尾
　　清
　　角屋
　　高三郎
　　長谷部助

落札ニ者今ニ拾三分ニ而落札者ニ而
有之外ニ札者有之ニ付
一式相入札ニ仲間ニ而
　　以上

八月十八日　住吉町
　　名主
　　稲葉小兵衛

　　鈴木伊勢守

八重洲河岸ニ而

5

筑前道造り方之儀、
流し通之儀、百姓
家之儀、従前通
名相違不申
一 鳥場之儀、前々
表船番小屋之儀、
利松ヶ壱本ニ
ハ壱本之儀、
ハ壱本之儀、

小屋之儀、
筑前道作り方之儀、
筑前船番小屋之儀、
百姓家之儀、
道作り方之儀、
小屋之儀、
道作り方之儀、
道作り方之儀、
道作り方

本社所藏地時田本野書
長屋共ニ塩梁一軒日ニ
若狭守方ゟ書届ケ家紙
拂ニ付 御用ニ付
八月廿一日 三枝守都
丑
八月十九日風烈ニ付書
丑
八月十九日風烈ニ付
御曲輪内ニ
一 田安ゟ之書ニ而長ニ
一 同断ニ而ニ而長ニ
若狭屋敷内ニ押ニ
一 同断ニ而長ニ
一 半蔵ゟ之書ニ而
祉福ニ而ニ
一 同断ゟ之書ニ而

一親町老子同町屋敷七間裏長七間裏借屋
一家市治
右之外沖浦一帖十九日風烈無之
出船漕ぎ成遣而已
一丑八月朱百俵
内米弐俵酒料渡却済
但壱俵ニ付銭弐貫文
稲毛内蔵

馬場先御門酒料
内米壱俵ニ付銭弐貫文
渡ス筈
右之者儀先年
当番之節御門
内ニ而酒売候
儀ニ付
御咎ニ
而
御扶持
被召放
候
以上

寛政四子年
九月
水戸殿
御家来
水戸
入口
番所
酒売
候一件
書面之
通ニ
御座候
以上

右金弐百疋御用ニ相渡申候

廿八日

檀国寺元住屋衆ニ内

百ヶ辈方ヨリ受取候上ハ請取状可遣候

鈴木伊勢守

檀国寺元住屋衆ニ内

一九様八拝

右之内拝ニ弐百疋請取之御寄ニ而

申ニ別紙ニ受上下ニ而沙汰

廿八日

檀国寺元住屋衆ニ内

一九様八拝

右之内拝ニ弐百疋請取之御寄ニ而

申ニ別紙ニ受上下ニ而沙汰

廿八日

檀国寺元住屋衆ニ内

一九様八拝

右之内拝ニ弐百疋請取之御寄ニ而

申ニ別紙ニ受上下ニ而沙汰

廿八日

国立国会図書館　タイトル『書上帳』　請求記号 805-1

ガラス使用

廿七日

大久保

横井能勢事ニ付
大久保私事武蔵守上地
別紙之通
一言申候

廿七日　　鈴木伊勢守

大久保
横井能勢事ニ付
大久保私事武蔵守上地
別紙之通
一言申候

廿七日　　鈴木伊勢守

左之通申上候事相違無之候ハヽ
廿七日　　山口豊後守
　　鈴木伊勢守

左之通申上候事相違無之候ハヽ
廿七日　　山口豊後守
　　鈴木伊勢守

両奉行之書面并ニ添書之通
ニ付御仕置伺之通
尖人別帳并ニ御書付之通
ニ而も仕置之儀ハ
八月廿七日　　鈴木伊勢守
　　稲葉丹後守

両奉行之書面并ニ添書之通
ニ付御仕置伺之通
尖人別帳并ニ御書付之通
ニ而も仕置之儀ハ
八月廿七日　　鈴木伊勢守
　　稲葉丹後守

国立国会図書館　タイトル『書上帳』 請求記号 805-1
ガラス使用

本務所築地ニ而
坪井伯耆殿屋敷お渡し中上ル書付

[illegible]

本務所築地
一弐百弐拾弐坪余

内建家百弐拾坪

右ハ稲敷小作人
坪井伯耆殿

鈴木作右衛門

右ハ稲敷中上ル書付

[illegible]

右之通今回書付差出候ニ付請書
申付候処慥ニ者ニて申付候書面之
一　壱枚

右今回書付差出候ニ付奥書
仍而如件

[illegible]
水敷之儀ニ付組合ニ而
ニて溜桝ニ而ハ後ニ
掘積り負担

一弐拾弐軒　面長さ人家ニ付
一弐軒半軒　面長さ人家ニ付
一拾枚軒　面長さ人家ニ付
一弐軒拾軒　面長さ人家ニ付
一弐拾軒　面長さ人家ニ付

右之通ニ而相違無之候ニ付
証拠之為請書仍而如件

[illegible]
稲葉雲雀殿

国立国会図書館　タイトル『書上帳』　請求記号 805-1
ガラス使用

一 米雑穀類ノ儀小売ノ外
石数百俵以上一時ニ
見込仕切ノ節ハ
申シ出ル事

廿九日

稲葉伊勢守
稲葉兵庫頭

仮番衆仮用人
小林安右衛門

小石川御門
半蔵御門上ニ
一口百二挺

右之通今朝上ル処
差支無之候ニ付
此段申上候以上

小林十郎左衛門
印

九月十一日

右之通承届候
鈴木伊勢守

小石川御門
半蔵御門上ニ
一口百二挺

右之通今朝上ル処
差支無之候ニ付
此段申上候以上

小林十郎左衛門
印

国立国会図書館　タイトル『書上帳』 請求記号 805-1

ガラス使用

地主引拂候共退去申候ニ付

九月廿一日　去ル酉ノ年ニ

小右川元屋敷

一戸ニ有之候ニ付

左之引拂未済ニ付

証文書加判候

奥書

松本兵部

引替之地

鈴木伊勢吉

廿七日　証文書加判候

奥書

松本兵部

鈴木伊勢吉

右兵部ニ相渡ス引拂之儀ニ付

後証之ため八月十三日証文

請取置候ニ付引拂未済ニ

当申十二月ニ

国立国会図書館　タイトル『書上帳』　請求記号 805-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『書上帳』　請求記号 805-1

ガラス使用

常勢稍止而町屋未以救石垣突開法九箇
中上一本書有
書之不記
以上

一金拾二両二分
右者常勢稍止而町屋勢以救石垣修復
八月廿三日迄ニ持参可
仕旨書面之通相違無之候
以上

丑十月十二日　住吉御殿ニ而
稲葉丹後守殿

小栗定前記此処ニ記ス

南部侯御領
坪井村之儀ニ付御上ゟ御書有
以上

南本宿村

一天百姓

内建家屋敷古家共

六拾弐軒

右者此度古家共

十九軒別紙名前之通

相違無御座候

以上

安政五年午十月廿日

南本宿

百姓伴井伊右衛門上下屋敷建家

一門前

一戸

一馬屋

但 譜代

但 水呑

但 抱屋敷

三拾

弐軒

伊井伊右衛門

山岸善治郎

国立国会図書館　タイトル『書上帳』 請求記号 805-1

ガラス使用

南北訓梅町埠共儀
走家仕度旨申入候ニ
付届ケ出ル迄中止
小菅貯炭場渡方
事務引継ノ為
出張ス

廿十月十日

秋沼幡吾書上ノ通
相違無之候事

鈴木伊勢守

朝日谷自治院印

実況取調小菅貯炭場ニ於テ
渡中上候書付

朝日谷自治院印

一ノ三百拾

外壱ヶ所道
北百メ程ニ小埠頭有

右地所廿九日小菅貯炭場ニ相渡中候
申上候

廿十月廿日

鈴木伊勢守

国立国会図書館　タイトル『書上帳』 請求記号 805-1
ガラス使用

雑司谷自治会館ニ於テ

一金弐百弐拾

外ニ寄附金ノ割当

我善雑司谷町会

右地所明渡十九日出来ニ付金弐百弐拾円

但明渡後ノ修復ニ充ツル為メ

昭和廿一年十月廿日　支払ヲ受ケ上ハ

鈴木伊勢吉

一田安浅野小学校ヨリ返済ニ付

水戸石垣并ニ雑司ヶ谷ヨリ

御用石請取ニ付

仕度費丈ケ概算仕出ス

石請取負業者別紙

田安浅野小学校ヨリ返済ニ付

水戸石垣并ニ雑司ヶ谷ヨリ

御用石請取ニ付

仕度費丈ケ概算仕出ス

石請取負業者別紙

国立国会図書館　タイトル『書上帳』 請求記号 805-1　　ガラス使用

廿六日 晴

田安御門外御普請御返納
江御渡有之用石請九拾
御手本奉行 小野寺儀右衛門

田安御門外御普請御返納
石船着ニ付取揚人足
一千九百弐拾人 手薬石

一銭弐拾弐匁 同断
二百枚 云薬石
一拾九荷分 別薬石
一弐荷分 本薬石

右之通廿九日十二月廿日返納届石
但し請取中廿九日廿一日ニ着ス

廿七日　佐賀ヨリ飛脚ニ
　　友永松右衛門
　　稲富忠左衛門

巣鴨水戸藩人上地割渡ノ件
　　前田陸次郎
　　相原孫太郎

一金弐百俵
　外ニ御返弐百俵

巣鴨水戸藩人上地割渡ノ件

一金弐百俵
　外ニ御返弐百俵

先達而御割渡ニ相成候書面之通ニ
御座候間上ケ候ニ付
右之通御届申上候以上

廿七日　　鈴木伊勢守

廿七日　佐賀ヨリ飛脚ニ
　　友永松右衛門
　　稲富忠左衛門

巣鴨水戸藩人上地割渡ノ件

一金弐百俵
　外ニ御返弐百俵

巣鴨水戸藩人上地割渡ノ件

国立国会図書館　タイトル『書上帳』 請求記号 805-1
ガラス使用

一二百坪

右ハ此度巣鴨駅設置ニ付テハ別紙絵図之通相渡ス者ニ候間
其村ニ於テ地引請取ニ立会可申候

午十月廿二日　　新道村

右通相違無之候ニ付奥印仕候　　鈴木孫右衛門

右ハ巣鴨駅設置ニ付テハ別紙絵図之通相渡ス者ニ候間
其村ニ於テ地引請取ニ立会可申候

午十月廿二日　　新道村

右通相違無之候ニ付奥印仕候　　鈴木孫右衛門

一弐百坪　　巣鴨駅通り

右ハ此度巣鴨駅設置ニ付テハ別紙絵図之通相渡ス者ニ候間
其村ニ於テ地引請取ニ立会可申候

午十月廿二日　　新道村

右通相違無之候ニ付奥印仕候　　鈴木孫右衛門

一溜沢溜水尻通り

右ハ此度巣鴨駅設置ニ付テハ別紙絵図之通相渡ス者ニ候間
其村ニ於テ地引請取ニ立会可申候

午十月廿二日　　新道村

右通相違無之候ニ付奥印仕候　　鈴木孫右衛門

国立国会図書館　タイトル『書上帳』 請求記号 805-1
ガラス使用

但書差引仕候節ハ御帳ニ御記載可仕候

一札

一秋田川筋六郡之内ニ而

十ヶ年来渡ニ相成候ハヽ

一昼夜ニ而

大渡船ニ而

御定之通ニ

相成候ハヽ

御帳ニ御記載可仕候

本大會決會相渡ル事ニ
ヲ決シ候事

廿七年十月廿日　住吉村
稲葉南雲

四番町養合新ニ設ケ候
八百屋辨慶ニ於テ第一回目
決書貳冊左ノ地ヲ限リ
決シ候事

廿七年四番地割住吉
拾三番余裏ヲ之ニ
相渡ス中ニ裏ヲ
裏ヲ戻ス
十月廿日　住吉村
稲葉南雲

決書貳冊ニ捺印ノ
裏ヲ戻ス
十月廿日　住吉村
稲葉南雲

表書面町
乗井久右衛門
四番町
名主 [illegible]

[illegible]

表四番町中南隣空屋
洋屋地隣明地

一四百坪

右者[illegible]北者松源寺
又ハ公家名前ニ而

[illegible]

[illegible]

上ニ地ニ而[illegible]松源寺
四番町貴沼新之助
名前隣明地ニ而

一四百坪

右者[illegible]北者相渡申上書付
[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『書上帳』 請求記号 805-1

ガラス使用

岩川徳郎隣平
共八番上ル地

一弐百弐拾坪

檜田弟九小屋敷之内
百弐拾弐番上ル地

一九拾八坪

弁稿屋敷堂原七郎
上ル地

一百弐拾坪

大久保忠寄り松平
弥九右衛門上ル地之内

支配勘定
古山善吾

勘定奉行並
水野壱岐守

同支配組頭
飯沼善助

一八拾七坪

小栗豊後守
下屋敷上ル地

一九拾弐坪

根津九郎兵衛門
屋敷裏門上ル地

一七拾三坪

檜田弟九小屋敷之内
古田宗右衛門
住之年八月之情上ル地

横本善八郎

一弐拾弐坪

二九歳下男
嘉八

右掛御勘定
小沢佐右衛門

評定所留役
服部善情

二九歳下女
村井ゑい

町屋名主ゟ引渡ス
當山寺所當ノ巻之地
一九反六畝余
此今返ス
七反六畝 請丸雲奥文人
南東北ハ沼堀ニ
有之候境
一反弐畝弐畝
右之通當丑十二月十三日名主
一反弐畝弐畝 小勝村方
此人保要書
丑十二月廿二日 徳左衛門
請丸源右衛門
永井九左衛門
一反弐畝弐畝

国立国会図書館　タイトル『書上帳』　請求記号 805-1　　ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『書上帳』　請求記号 805-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『書上帳』 請求記号 805-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『書上帳』 請求記号 805-1

ガラス使用

805
1

国立国会図書館　タイトル『書上帳』 請求記号 805-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『書上帳』　請求記号 805-1
ガラス使用